

**令和４年度 第２回 大阪市障がい者施策推進協議会地域自立支援協議部会
(大阪市地域自立支援協議会) 会議録**

日 時：令和５年３月１３日（月）
午後３時００分から午後５時００分まで
場 所：大阪市役所 屋上階 P1 共通会議室

司会（障がい福祉課 和田担当係長）：＜開会＞

松村障がい者施策部長：＜開会の挨拶＞

司会：＜委員紹介等＞

＜議題４について、審議内容が個別の案件に及ぶことから、資料等の一部非公開を決定＞

潮谷部会長：

改めまして、こんにちは。

部会長の潮谷でございます。

今日も議題たくさんあります。

最後には、日中サービス支援型グループホームの運営状況についての評価もありますので、円滑な議事進行にご協力をいただけたらと思っております。

今回資料の参考資料３の方にもありますが、総合支援法の改正が２０２４年からということになっておりますが、そういったような資料もございます。

その中で、皆さんご存知かと思いますが、新しいサービスとして居住支援であるとか、就労支援の枠組みというものも変わってきます。

また、この自立支援協議会との関わりというところと言うと、高齢者の地域ケア会議や、生活困窮者の支援会議と同じように、会議体の位置付けというのが明確になったということですね。

それに伴って、自立支援協議会が、各関係機関に意見、また情報提供などを求めることができる。

また、求めた意見に対して、事業所等は答えるということの努力義務というのも位置付けられております。

そういった総合支援法の方性も含めて、今日も活発なご議論していただけたらなというふうに思っております。

本日の審議の進め方ですが、議題１は報告事項ですので、事務局からまとめて説明いた

いた後に、内容についてご意見がある場合はお願いいたします。

その後、議題2の地域生活支援拠点等の整備事業に関して説明いただき、1回目の審議を行います。

続いて、議題3のワーキングの会議における審議内容に関してですが、相談支援体制の充実に向けた取り組みについては資料数が多いことから、2回に分けて説明をしていただき、審議を行いたいと思っております。

その後、各区地域自立支援協議会から報告のあった、市の施策として取り組むべき課題について説明と審議を行います。

その後、議題4の説明と審議を行うことといたします。

では、議題1について一括して事務局の方よりご説明をお願いいたします。

司会：＜資料1及び資料2について説明＞

金井相談支援担当課長：＜資料3について説明＞

潮谷部会長：

ありがとうございました。

ただいま事務局から議題1についてご報告ありました。

議題1については報告事項ですので、特にご異議ご質問等なければ次にいきますが、いかがでしょうか。

古田委員、お願いします。

古田委員：

古田です。

相談支援の推移を出してもらっています。

50件がまた増えていますが、今年も30件近くが廃止されています。

毎年セルフプランが半数ずつで増えていて、今現在19,000件、セルフプランが残っている状態を、これはもう重く捉えて、国が言うように、早く解消に向けて努力をしないといけない状態というふうに言えると思いますので、よろしくお願いします。

それから、虐待防止については、毎回言っているのですが、件数報告だけしていても仕方がないので、ちゃんとどんな虐待にどういうふうに対応してどう解決したのか、差別解消協議会で示されているような形でいいですから、簡単に事例を示して、研修すべきだというふうに思います。

といいますのも、各区によってかなり判断のばらつきが出てきています。

今回も、虐待判断されたのは、国は2～3割は虐待認定されているのに、大阪市は6%、あとの93%は虐待判断されていないという状態で、これがやっぱり擁護する者とか、被虐

待者障がい者の定義に当てはまらないということでのけられているのが大半です。

それで、区でも、やはり虐待認定してもらえないで、基幹センターが抱え込まざるをえないような事例がどんどん増えています。

例えば、障がい者夫婦間での虐待は、養護関係にないとされて、DV案件だというふうに済まされていますけれども、それではDVの方が受け皿とか対応してくれるわけもなく、困っています。

それから、高齢の親が障がい者を虐待しているというのは、もともと高齢者は弱い存在なので、その障がい者を虐待しているというのは想定外になっているのではないかなということで、高齢の親が障がい者を虐待するというのも、なかなか認定されない。

あるいは、ネグレクト、経済的虐待、心理的虐待、これらについても認定されないという事態が相次いでいます。

これを何とか早く解決していただきたいというふうに思いますんで、ちゃんと差別解消のように、事例をちゃんと報告して、どのように認定すべきなのか、認定されたらどのように対応すべきなのかっていうのを明らかにして、ちゃんと区と基幹センター、地活センターとかが連携がちゃんとできるように、早く改善すべきだというふうに思っていますので、よろしくお願いします。

次回は出してもらいたいと思います。

潮谷部会長：

はい。

船戸先生もお願いします。

船戸委員：

大阪発達総合療育センターの船戸です。

1つちょっとお願いしたいというか、質問ですけども、医療的ケア児支援法が2021年に成立して、大阪府で一応、支援センターを作るってことですが、結果的には1か所しか作らない。

そうなってくると、大阪市でどうするのかっていうことがあるのですが、相談支援センターのところに、医療的ケア児とコーディネーターが今どれだけいるのかという数も入れてもらえないかなと思います。

というのも、古田委員がおっしゃったように、セルフプランがやはり多いですね。

なかなか相談に乗らないってことで。

だから、ちょっとこの問題も少し意識して、こういうデータを出していただければうれしく思います。

以上です。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

セルフの内訳というところも、また検討していかないといけない部分ですよ。

鳥屋委員、お願いいたします。

鳥屋委員：

鳥屋です。

指定相談の件数のところで、やはり計画の達成率っていうのは、この数年で変わらないなというところで、年間2,000人ずつぐらい支給決定者が増えてきていると。

我々の都島区でも、今年度4月からこの2月までで、だいたい選定の件数が90件に達しているんで、年間やはり100ぐらいでいくと、24区の加減でいくと、やはりそれぐらいは増えるのかなというところで、やはり今まで持っているケース、プラス、新規ケースに追われる現実っていうのが、続いているという中では、やっぱり相談支援事業所が足りない、相談支援専門員が足りないという状況は変わらないのかなというところなんです。

もう1つ心配するのは、いつも言うのですけれども、この支給決定者とかの人数の中で、65歳を過ぎる人がどれぐらいいるのか。

つまり、セルフプランでもともと計画相談員がついてなくて、そのまま65歳になってしまって、本来福祉サービスが必要なのに、相談員がつかないまま、そのまま介護保険だけに行ってしまうような件数がどれぐらいあるのかっていうのは、ここから見えてこないんで、そういう年齢も含めた、何人ぐらいおられるのかで、だいたいの傾向と、どれぐらい高齢の重度の人が増えてきているのかということも分かると思うので、それは出して欲しいということです。

ここまでが意見です。

あと、虐待の方で事実確認を行った事例の施設、事業所の種別っていうところで、生活介護とか、就Aや就Bが多いってなっているんですけど、ほかに、もう1つ、障がい者支援施設はどうでしょうか。

やはり障がい者支援施設は、外部との行き来が、特にこの間コロナ禍もあって無い中で、この件数が本当に妥当なのか、もう施設の中からしか虐待の通報がないことが想定されると、この間、いろんなニュース等でも、特に精神科病院の中でのすごく酷い虐待の内容が出てくる中で、令和元年度が9件、令和2年度が4件、令和3年度が5件、全体の8%、この数字でいいのだと思ってはいけないのではないかなと思いますので、その辺どう考えておられるかということをお聞きしたいというのが質問です。

あと、前回は虐待判断無しとなった理由を知りたいというところで、今回、令和3年度分ですけど、虐待無しと判断した理由の中に、先にあったような、現に養護するものや、被虐待者障がい者の定義に当てはまらないのが77%っていうので、この77%の中身、その定義に当てはまらないというのはどんなことだったのかっていうのを、どれぐらい把握してお

られるかというのを知りたいところです。

あと、この虐待判断無しで支援に至った状況っていうのが、これも 44.7%ということで、半分以上ですけど、虐待と判断されずに、かつ、支援にも繋がらなかったケースがやはり半数ある。

これはやはり多いのではないかなと思いますが、この辺どう捉えているのかということのもお答えいただきたいと思います。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

3 名の方の委員から、ご意見、また、ご質問もあったかと思います。

1 つは、相談支援の実施状況についてはどんどん増加傾向の中で、新規の事業所はまだまだ足りないという実態、また、その中で、セルフの状況というところをしっかりと見極めていかないといけないということです。

これについては実態も含めて、ぜひ市の方でも調べていただきたいですし、セルフから計画に移行していくための目安とかマニュアルとか、そういったところも今後検討の余地はあるだろうなというふうに思いました。

最後、鳥屋委員の方から 3 点質問があったかと思います。

1 つは、入所施設の虐待状況について、市としてどのように考えているのかということです。

また、この虐待の定義に当てはまらないとなった内容についてどういうものかということと、虐待判断無しでサービス利用の支援を行っていないというような、そういう実態についても、どういう状況なのかということで、ご質問があったかと思います。

この点についてだけ、答えられる範囲で答えていただけたらというふうに思います。

金井相談支援担当課長：

貴重なご意見、ご質問ありがとうございます。

相談支援担当課長の金井でございます。

まず施設の虐待件数について、どう大阪市として考えておるかと言うところだったかと思います。

まずおっしゃられるように、基本的には、大阪市としましては、施設から報告をいただいた件数をまずは報告として厚生労働省の方に出しておるというところをまずはご理解いただければと思います。

その中で、これが正しいのかどうかというところにつきましては、実際、虐待通報があれば、こちらの方の施設担当の方から虐待の事実確認をしに行くのですが、見えない部分につきましては、おっしゃられるようにこちらも把握できていない状況ではございます。

で、それがいいのかどうかというところも、なかなか判断が難しいところでございますが、

当然、虐待というのは、被虐待者の方は、その時点で、ご本人さんのところで、例えば本人さんの生活や、金銭的なところで被害を被っているという事実には変わりませんので、今後、通報等、今現状、大阪市としましては、先ほど警察のお話もあったのですが、まずは通報をいただく環境を作っていくしかないというのが第一義だというふうにも感じておりますので、各施設等でそれぞれ、例えば、介護の事業所等でございましたら、1年に1回の事業所への指導の場におきまして虐待のことについて触れて回ると、それで、通報をしやすい状況に持っていくというところで、今現状これがいいかどうかというところはなかなか申し上げることはできないのですが、そういった環境を作ることによって、正しい数字というか、現に、もし虐待が起こっておれば、通報いただける状況を作るというところが、大阪市としては、現状、最初に取り組むべきものだというふうに考えております。

続きまして、虐待と判断しなかったケースで、養護者には当たらなかったのが77%ということで、どういったものかということですが、区の方から聞き取りをしている内容としまして、たくさんございましたのが、同棲している男女間のけんかであって、日常の養護関係はなく、お互いに自立しているというような判断がされたというものであったり、同じく夫婦間のけんかで、日常の養護関係はなく、お互いに自立していたというものであったりというようなものが多かったというところと、それと逆に、日常生活の世話をしている方が、されている者から虐待を受けたというような通報もあったというところですよ。

あとは、通報者による心理的な安心を得るための通報であったというような話は聞いております。

基本的には一番多いのはやはり、それぞれ虐待、いわゆる養護者かどうかという判断のところについては、それぞれが自立をしておるというのが多いというふうに伺っております。

それから、3点目でございますが、虐待と判断しなかったもののうち、44%が何らかの支援につなげて、残りの6割が繋がっていないというところを大阪市としてはどう捉えているかというところでございますが、まず、これについて60%が50%だったら良かったのかというところは何とも言いようがございません。

実態としまして、4割がつなぐ必要があったという形での判断ではないかということで、区の判断に対して、大阪市としても、その判断を支援することにはなるのですが、中身としまして聞いておるのが、例えば、通報があつて区の職員が事実確認をしに行ったところ、ご本人さんから「何をしに来たのだ」、「勝手に入ってくるな」とかというような拒否というところもあるというふうにも伺っております。

それと、虐待とかそういうレベルではなかったという話ですね。

あと、事実確認の結果、転倒による怪我であつたと、これは病院の方に行っていただいたようですが、そういったものも聞いております。

さらに、近隣住民の誤解による通報というふうなものも聞いております。

どう捉えているかということにつきましては、先ほどの7割、基本的にはちゃんと繋いでいる、繋いでないというところや、養護者に該当するやしないやの、7割の部分についまし

ては、今後、大阪市としましても、当然差異がある、例えば養護者の考え方であったりとかってというのは、国の方や防止法においても、定義が細かく決まっているものでもございませんし、大阪市としましても、どれぐらいの頻度で世話をしておる方であれば養護者なのか、どれぐらいお金を管理していれば養護者なのかという基準というのはなかなか難しくなっております。

なので、養護者であることに疑義が生じた場合は、まずその障がいのある方に権利侵害が起こっているかどうかというところに着目しまして、その方々の権利、利益、生命、身体、財産が損なわれるような状態が予測されるという場合は、養護者に該当する、しないにかかわらず、必要な支援を行うよう、各区役所の方にも求めていきますし、そうしたことにつきましては、研修等のあらゆる場面で今後も引き続き伝えていきまして、継続して意識を持っていただくというふうに考えております。

なかなか具体的にどうのという話はできませんでしたが、以上が局の考え方になります。

潮谷部会長：

古田委員、お願いします。

古田委員：

こちらが言ったことに答えてもらっていないのですけど。

40 件ぐらいであつたら簡単に示してもらいたいということと、それから、養護者の定義が決まってないからと言って、もうどんどん区では認定してくれなくて、こっちに押し付けられているのですよ。

こんなことをやっていたら連携できないので、ちゃんとどういうふうに定義して、もう 1 回仕切り直すのかという整理が必要です。

今日ここで話をしても仕方がないので、別途、ワーキングを設けてでも、集中議論すべきだと思います。

各区の中では、基幹センターと連携がうまくいっていませんので、ちゃんと仕切っていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

潮谷部会長：

虐待防止法の実施というところについては、かなり各区でばらつきも出ているというのはもう皆さんも分かっていることだと思います。

今、市の方からも言葉にあつたように、基準が難しいという中でやっていますので、当然、ばらつきも出てくると。

それについての検証の場っていうのをもう少し進めていく必要がありますし、自立支援協議会としても、対応について検討していく、ワーキングチームなども含めて今後考えていく必要性があるかと思っています。

あと、施設の方の虐待ということで、判明してないものを知るのはなかなか難しいですが、ただ研修以外に各施設の中で虐待防止のために取り組んでいることというのはいくつかありますので、そういった好事例などもぜひ出していただきたいですし、一方では虐待になってないけど、不適切な対応、マルトリートメントの対応ということもありますので、そういう事例なんかも、ぜひ聞き取りをしていただけたらいいかなというふうに思いました。

それでは、議題1の方はこれぐらいにして、次の議題に移りたいと思います。

よろしくお願いします。

塩谷障がい福祉課長代理：＜資料4について説明＞

潮谷部会長：

それでは、議題2について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

藤野委員、お願いします。

藤野委員：

大阪市障害児・者施設連絡協議会の藤野です。

今ご説明していただいた、この資料4の2ページ目裏面の方で、5つの機能のうち、緊急時の受け入れ・対応、この今後の課題という中で、「緊急時の受け入れ・対応」機能を担う短期入所事業所等の登録推進というところで、大阪市の方に検討していただきたいという要望があります。

「これまでの取組内容」にも書いてありますように、障がい者夜間・休日等緊急時支援事業、これは大阪市の独自事業でやっておられますが、これは基本的に支援の場所を問わない形をとっておられて、例えば、生活介護事業所も該当しているということになりますが、地域生活支援拠点等の5つの機能の1つである、「緊急時の受け入れ・対応」においては、生活介護事業所単独は、国が拠点等であることを要件とする報酬を認めていないという理由で、地域生活支援拠点等では認められていないという形になるのですね。

しかし、緊急時に昼とか夜とかの切れ目のない支援を可能にするためには、やはり医療的ケアが必要な方や重度の行動障がいの方のケースなど、これまでに支援の経験がない事業所が緊急支援を行うには大きなリスクなんかもあって、やはり支援の経験があるスタッフがいる生活介護事業所が適当であるというケースも考えられると思います。

さらに、区役所の閉庁時などに発生したケースであれば、通常、短期入所を利用することになると思いますけれども、なかなか現実的には本来の意味での緊急時には利用できないケースも多かったです。

そこで、大阪市障害児・者施設連絡協議会の役員としての要望なのですが、例えば、大阪市の独自の取り組みとして、この地域生活支援拠点等の5つの機能の「緊急時の受け入れ・対応」に、例えば、生活介護事業所を、大阪市の単費で上乗せするとかいうような方法をと

れば、緊急のケースの時に臨機応変にいろんな対応ができる、そういうことが大阪市に居住している障がいのある方とか家族、また、その支援者とか、事業所が安心して生活を維持していただけるようなケースになるのではないかなと考えておりますので、大阪市において、この事業に市の単費で上乗せするような方法なんかも検討していただきたいという要望を、障がいの連盟の方からさせていただけたらと思います。

以上です。

潮谷部会長：

生活介護事業を、地域生活支援拠点等の「緊急時の受け入れ・対応」の方に加えてみてはどうかということですね。

これについていかがですか。

事務局の方でありますでしょうか。

八木障がい福祉課長：

障がい福祉課八木でございます。

貴重なご意見いただきありがとうございます。

ご提案いただいた緊急時について、生活介護の事業所の方でも担っていただいたりすることがございまして、これまで整備してきました、障がい者夜間・休日等緊急時支援事業の方で、そういった場合は手当していくという制度を作らせていただいたところです。

拠点等に位置づけるに当たっては、また皆さんのご意見もお伺いしたいところではあるのですけれども、どういったことの機能を整備していただけたら拠点等として指定しますよっていうところを作っていくといけなかなと思いますので、その辺に関してのご意見、そして、また法定の事業としてされている生活介護の事業への影響というのがないようにはしないといけなかなと思いますので、ご意見、ご提案いただいたことを承りまして、またその他委員の方の意見がありましたら教えていただけたらと存じます。

以上です。

潮谷部会長：

古田委員、お願いいたします。

古田委員：

ここには書いていませんけれども、緊急時支援事業ってありますよね。

それであれば、生活介護事業所で受け入れても、支援費は2,000円単価で、3日間可能ですよね。

だから、そんな事業を組み合わせるべきだと思います。

自立体験室であれ、生活介護事業所であれ、どこの事業所でもいいから、場所代は出ない

けれども、受け入れの支援のお金は2,000円単価で、3日間出るようになっていきますので、それを使ってください。

潮谷部会長：

他いかがですか。

岡委員、お願いします。

岡委員：

岡です。

よろしくお願いします。

資料4の裏面に「各機能を担う障がい福祉サービス事業所等の登録開始」というのがあって、この状況が、今、24区でどうなっているのかという情報が全然出てこないのですよね。

やり出しました、しかここに書いてないので、そのあとどう追いかけて各区はどういうふうになっているかというのを、たぶんこれは市側から発信していくことなので、その状況を持ってきて、今の状況はどんな感じですかという検証していかなければ、たぶん何も解決していかないのかなと思います。

でないと、いつまでも区に投げっ放しでということで、どこの基幹センターも困っています。

モデルがないので、各区の会議体、会議の形、位置付けが全部違う中で、どうやってそれを基幹センターと行政が連携しながらやっていくのかというのを非常に頭悩ませながら、今やっている状況なので、少し本当にこれもモデル的なものを出さないと、いつまでたっても進まないという状況が出るので、その辺はフィードバックするためにも必要なかなと思いました。

潮谷部会長：

そもそも登録が始まったところで、利用もまだ進んでないということですよ。

だから、そのために、利用促進をどうしていくのかというところが、まず1つあるかと思っています。

今、藤野委員がおっしゃっていただいた、「緊急時の受け入れ・対応」というところで、生活介護も含めていくということについては、まずはこの緊急時の対応の体制というのを整備した後に、このニーズが高いということが明らかになってからの検討になるかなとは思いますが、今後、そういった意見というのを大切に持っておいた方がいいかなとは思っています。

ぜひこの生活支援拠点事業の体験も始まったところでありますけど、これを促進していくために、こういう取り組み、モデル事業という話もありましたけど、取り組みをしていった方が良いというようなご議論、ご意見があれば言っていただけたらと思います。

いかがですか。

現在、8か所、出てきているということですね。

鳥屋委員、お願いいたします。

鳥屋委員：

鳥屋です。

現在、8事業所ということで、これが増えていくことをすごく期待、希望しているのですが、我々の地域の中では、事業所からも相談を受けまして、声として、なかなか市のホームページに公表されるというところで、その事業所は、緊急的なケースを受け入れてくれているところですけども、それが公開されることで、全市域から何か頼まれたらどうしようみたいな、本当にそこで対応できるのかっていう中で、やはり躊躇されている。

しかも、報酬が本当にでき高で、すごく少ないので、前もって体制を更に厚くするということができない中で、現状の体制の中でどうできるかっていうところで、登録はもう少し見合わせたって結果そうなったのですが、そういったところでやはりこの報酬の体系から見ても、なかなか難しいのではないかと、ここをどう増やしていくかで、実際に登録されたところがどんな受け入れをされたかというのは、また次回の時に出していただきたいというふうに思います。

潮谷部会長：

ぜひ、実際に利用があったらその事例というのを出してもらって、広げていくというのが重要かと思っております。

この件に関して、他いかがでしょうか。

体験のモデル実施というところも含めて、今後検討をしていったらいいかなというふうに思います。

それでは、議題2については一旦切らせていただいて、次の審議に移りたいと思います。

議題3の令和4年度第2回地域自立支援協議会部会ワーキング会議における審議内容についてということで、お願いいたします。

塩谷障がい福祉課長代理：＜資料5－1から資料5－5について説明＞

潮谷部会長：

ありがとうございます。

ワーキング会議を踏まえた対応策や、実態調査の結果というのも含まれております。

6つの対応策ということで整理をしていただきましたし、また、その他の中においても具体的な対応ということも書いていただきました。

来年度からの研修や意見交換会の実施というところも、一定示されている状況ではあり

ます。

この議題について、ご意見等ありますでしょうか。

古田委員：

ワーキングについて、いろいろと意見を述べさせてもらっていますが、2行ぐらいで済まされて、それで、時間が足りないということで、委員の意見を書いてと言われましたので、一応、ザッとこっちの意見は出させてもらいました。

ただ、令和3年度と令和4年度の市協議会で検討する課題については、市が示して一方通行で一切修正しようとしなないというのはおかしいので、ここで書いた意見については、反映できるところは反映していただきたいというふうに思っています。

相談支援は置いとくとしても、各区の協議会に返すのですから、重度の受け皿で言ったら、強度行動障がい移行促進事業とか、個別ヘルパー利用なども、もっとアピールしたらいいのではないかと思います。

通学支援について、別に雨の日に親が同乗しないと使えない通学タクシーの運用を見直してほしいなどは言っていないので、通学支援でちゃんとガイドヘルプが使えるようにちゃんと協議するというようなこととか、あと、「つながる場」が繋がっていないという問題は最後の方で言わせていただきたいので、よろしくお願いします。

それと、充実に向けた取り組みについていろいろ議論しており、ワーキングでもいろいろと意見は出ましたが、結局、今年度は1人事業所と廃止事業所の調査をただけでほぼ終わってしまいました。

相談支援が厳しい状況にあると言いながら何も進んでいないというのが現状ですので、もう少し危機感を持って早くやっていただきたいというふうに思っています。

オーソライズできるようなこととして、次のようなことをお願いしたいのですが、まず課題を踏まえた対応で、これはこっちが言ってきたんですけど、今1人事業所は半分以上ありますので、これがこのままでは相談支援機関の充実に関がらないので、そういう1人事業所を複数体制にして拠点機能も担うというところをどうサポートするかというのを、1丁目1番地の最重点施策としてもらいたいというふうに言っていたんですけど、それを「意を用いつつ」というわけが分からない表現をされてしまっています。

これを「意を用いつつ」という文言を消して、「最重点課題として」というふうに、何に力を入れなければならないというのを明確にしていきたいというのが1点です。

それから、拠点を担う事業所というのは、今、相談支援の拠点を担う事業所は結局3事業所しか手が挙がってないのですよね。

これは、たぶん手が挙がってきません。

といいますのは、拠点を担うと言ったら、市のホームページに公表されて、困難事例がどんどん振られてくる。

メリットとしては、緊急ケースをショートステイに繋いだら700単位もらえますという

ものしかないですから、実質、これは何のメリットにもならないので、拠点になるところはないというふうに思います。

それで、具体策としてももう少し検討状況を書いてもらいたかったのですが、今、国にも問い合わせで1人事業所を2人にする時の加算とか考えられないのかとか、重度ケースの加算は考えられないのかとか、厚労省に次の報酬改定に向けて検討してくれというふうに言っているところですが、国が言うには、複数の1人事業所が2か所とか3か所集まって拠点機能を担う人員体制を満たすのであれば、機能強化型の報酬を取ることができるのを知らないのですかと言われ、それをやってないのですかと言われてしまいました。

こちらも急いで調べてみたら、複数の事業所が連携してそれをやれば機能強化型の報酬が得られることで、例えば1人事業所は2か所集まって、機能強化型のⅢ型などを取った場合、150単位／件が加算されるということになりますので、今1,522単位／件が1,672単位に150単位上がるのですけども。

そういうものはどれぐらいやられているのか言ったら、国に聞いたら結構やっていますよと。

そういうしんどい地域では、そういうのも取り入れており、大阪市はやってないのですかというふうに言われました。

あるいは、1人事業所がⅣ型の事業をめざすとかいうことも可能だということ。

ただ、これを大阪市でやりませんか、具体策として打ち出してくれませんかと言ったら、嫌がられています。

というのは、去年の11月に1つの事業所で相談員2人以上配置ということで書いてしまったので、それはできないといって断られています。

国で認めているもので、国の拠点の加算は18年からできて、この複数体制による加算なんかも、21年度からできています。

もう5年、2年遅れているのです、大阪市は。

ほんでその遅れを取り戻そうとしないのか。

去年、1か所でやるのだったら2人位いないと拠点機能は果たせないというのはそうかなと思いましたが、それでも1人事業所が2人になるというのをめざすのだったら、それも含めて余地をつけてあげてくださいということも言いましたし、少なくとも複数の事業所でその拠点機能を果たせるというのは何の説明もありませんでした。

ですから、ぜひとも要綱を書き換えてでも、複数事業所によるその拠点機能っていうのを設けられるように、ぜひ早急に検討をお願いして、それを具体策として入れていただきたいと思います。

それから、主任相談支援専門員の配置、(2)ですけど、大阪府は50件ぐらい枠があるのに、大阪市は8件ぐらいの枠を取っていて、基幹など除いたら、3か所ぐらい取れるかなというぐらいですから、指定相談支援事業所で主任を取れるのは3か所ぐらいじゃないかと思えます。

ただ一方で、大阪府は、50 件募集しながら毎年 40 件しか受講してないのです。

10 件ぐらい空きが出ているってということで、その 10 件は捨てているわけですね。

堺市なんかは、空きがあったら、もうちょっと受けさせてくださいよと、うまいことやっているみたいですけど、大阪市は 8 件だけ申請して、10 件も空きがあるのにそのままにしているということなので、早急にこれも改善していただきたいと。

大阪市は何をやっているのですかという問題です。

空きが出たのだったら、当初 8 件だったとしても、空きが出たら追加でこれだけ分お願いしますと言って、大阪府に言っておいてくださいよ。

そうしたら、8 件といわず 10 件、15 件とか通る可能性があります。

それから、相談支援体制の強化に繋がる研修等の充実のところですよ。

(3)のところですが、これも表の分かりにくい加算の資料とかだけではなく、分かりやすくする説明資料をつけるのと、あと先ほどから言っている 1 人事業所で、複数体制にしてとか、こういうふうな加算が使えますよっていうのを 1 人事業所に特化してでも、こういうふうな方法がありますよっていうのを分かりやすく示すというのも別途やっていただきたいと。

そういう 1 人事業所に対する研修資料を、ぜひ急いで作っていただきたいと思います。

それで、(4) の、区での相談支援体制も、先ほどから言っていますように、虐待防止とか「つながる場」が全然いけてない状態なので、これもちょうど各区の関係課と連携がちゃんとできるように、正しく連携できるようにするというようなことも課題として挙げていただきたいと思います。

それから、(5) の、適切な報酬と算定の促進ということでは、毎月モニタリングとかも、すでに国では厳しい困難ケースなどはできるということになっていますので、国の Q & A の VOL. 2 に挙げられている項目はすべて毎月モニタリングが可能というふうに示していただきたいし、ケース検討をやれば 2 万円の加算が出る「地域体制強化共同支援加算」も後で検討ですけれども、ぜひすぐにやっていただきたいと思います。

それから、相談事業所とか、複数配置するところに対して優先的に受講できるようにするとかやってもらいたいと思いますし、介護保険事業所とか営利法人とかにも呼びかけていただけたらというふうに思います。

それから、その他のところに書かれていますけれども、セルフプランが今 19,000 件もあります。

それで、これを早く解消しなければならないというのは、国も何年も前から口酸っぱく言っていますが、大阪市はほとんど何もしなかった。

更新の時に、計画も使えますよっていうふうにしただけ周知することしかしていないということで怠慢なことをやってきたというふうに言えます。

セルフプランは早急に解消するために、状況は集約して分析をしていただきたい。

特にここでは介護保険サービスへの移行に関する影響とだけしか書いていませんけれども、65 歳前の人、介護保険に移って介護保険サービス優先となる中でケアプランを作り変

えなければならないというのは、とてもセルフプランではできませんし、あと、18 歳前の人、17 歳段階から、児が者になったらいろいろ制度が違いますので、それも対象にしてい

く。

それから、施設入所者も今 3 割ぐらいがセルフプランというふうに言われていますので、これも放置してはいけない問題です。

これから新しい福祉計画の指針では、すべての施設入所者に意思決定支援を導入するというふうに示され始めていますので、ぜひ施設入所者、特にセルフプランの人は早く計画相談を入れるべきだろうし、ゆくゆくは意思決定支援を全員に入れていくというようなことが必要になりますので、その 3 つについては 1 つ目のポツのところに入れておいていただきたいというふうに思います。

それ以外の人は、サービスの更新時に勧奨だけでも、1 行だけ入れても仕方ないので、計画相談になぜ移ってもらいたいのかという説明文書を一緒に作って入れていくようなことを検討していただきたいと思います。

それから、その次のポツ、基幹センターで適切な選定がされるように取り組むって、これは当たり前のことしか書いていません。

こちらが言っていた意見は、基幹センターが 50 件～100 件ぐらい計画相談をやっているということで、今後は基幹センターがますます指定相談の育成とかバックアップに回らなければいけない構造になってきますので、そのケースを指定に委ねていって、基幹が指定の育成に回れるようにそういうふうに構造を変えていくべきだという意見があったので、そういうふうにわかるように書いていただきたいと思います。

具体策が全然出てないのでがっかりです。

このままだったら何も変わりませんので、ぜひ急いでこの具体策今言うてる内容についてはせめて盛り込んで具体化していただきたいという意見ですので、ぜひよろしくお願いします。

潮谷部会長：

たくさんのご意見があったかと思いますが、1 つは、1 人相談支援事業所をバックアップしていくという中において、機能強化を地域生活拠点の事業やっていると、複数でやる場合には機能強化型報酬を取ることができるということあります。

ただ、現在、拠点事業の要件の中で 1 つ事業所の中で 2 人以上の相談支援員というところがあるということですけど、この要件っていうのはいかがですか、少し緩和してというのは。これは絶対的な要件でしたか。

八木障がい福祉課長：

障がい福祉課八木でございます。

拠点登録をするときにどういった要件にしましょうかといったときに、こちらで考えて

いるものなので、絶対変えることができないということでは決めています。

ただ、拠点を担っていただく時に、1人で奔走されて電話かけても留守みたいなことがあってはいけないので、スタートの段階においては、この2人と言っても常勤2人とかそういう厳しいことではなくって、常勤はもちろん1名要りますけれども、加えて非常勤とかでも結構ですので、2人にしていただくことで拠点機能を担ってもらおう。

なので、2人目を採用しようかという動機づけにも繋がってくるという形でスタートしているものです。

おっしゃっていただいたように、1人事業所同士が連携しながら別法人だけれども拠点の機能をとって、加算を取りたいという声が本当に実際にあるようであれば早急に見直していく必要があるのかなと思いますけれども、この仕組みも今スタートしたところで、相談支援の事業所も登録、手が上がってきて登録していくことになります。

そういったところの活動の様子とか、そういうのを横から見ておられる1人事業所が自分のところで配置するよりは、どこかと連携したいとか、そういった具体的な声があった場合には早急に図らせていただきたいというふうに考えています。

潮谷部会長：

古田委員、お願いします。

古田委員：

そういう声があればと言いますが、どうやって調べるのですか。

それと、なぜ、そういう声があればということで、それを見てからでないと変えないということ、市が勝手に制限するのですか。

これは、1人事業所で常勤であれば2つ事業所が集まってとか、あるいは3つ、4つが集まってとかいって、Ⅲ型やⅡ型とかの報酬を取れる体制ですよ。

どれだけ使われるか分かりませんよ。

ただ先ほど市が、声があればということで、そういうふうに勝手に制限すべきではないと思います。

もともとは1事業所を想定して、2人だというふうに決めていたけど、これ複数事業でできるというのは、ちゃんとその時にも周知して検討すべきだったと思いますので、これはもう立ち遅れているのは明らかですから、これは早く、最初から声がある云々ではなくて、すぐできるように、やりたいところはできるように、スタートしてください。

これは要綱変えなければならないのですか。

別添で、2か所でやる場合は行けますよねっていうことで、別添資料でもつけたらいいけるようにも思いますし、また、現任研修はどちらか1か所で受けていただければいいので、1つの事業所で、常勤で現任研修も受けている事業所があったら、ほかのもう1つの方は常勤だけでもいけるっていうふうにできますので。

そうやってでも、例えば、事業所の少ない地域とか、1人事業所が多い地域で、みんなで連携して加算を取って、ちゃんと2人配置ができるように体力を付けようかというところがちゃんと選べるように、早急に見直していただきたいと思っています。

潮谷部会長：

鳥屋委員、お願いします。

鳥屋委員：

この間、本当に相談支援事業所、1人のところとかが、なかなか厳しいという中で、どうやってみんなで支え合っていくかっていうところで、今言われているような複数事業所が連携してということが可能であれば、24区の地域自立支援協議会の中に相談支援部会があると思いますので、相談支援部会自身がその複数対応で、よりネットワークを作るということができれば、すごく各相談支援事業所と相談支援専門員の支えにもなると思うので、ぜひそれは早急に対応してもらえたらなというふうに思います。

あと、この具体策1から6まであるのですが、多くがもう既にやっていることであって、令和5年度早々にというのも、そんなに目新しくなくて、相談支援体制の充実に向けた取り組みを見ているだけでは早々に希望が持てないというような感じになるので、もう一度、更に踏み込んで取り組みと一緒に考えてもらいたいなと思っています。

また、先ほどの虐待のところにも関係するのですが、入所施設の方で、同じくセルフプラン、全体の半分がセルフプランというふうに捉えると、入所施設でも約半数の方がセルフプランだと考えられると思うのですね。

半数の方が入所していてセルフプランで、しかも、虐待の件数も、あの件数かというところで、やっぱり外部からの目が入らないといけないと思うのですね。

そうした時に、特に重度の方であればなかなか自分から声を上げることができないという中では、外部からしっかり入って、そして、本当に施設でいいかどうか、しっかりと本人に寄り添って考えていくことが必要なので、そういう意味でも、入所施設のセルフプランを減らすことと併せて、外部からの計画相談事業所が入ることなども、こういった具体的な取り組み、施策の中には入れて欲しいなというふうに思います。

潮谷部会長：

ありがとうございます。

今の話を聞くと、もう少し具体的に進めてということで言うと、もう一度、ワーキングで検討するなりした方がいいのかなという気はします。

実施時期がいつも遅れたりするということがありますので、早い段階で、集中的に検討できたらというふうに思いますので、事務局の方もご検討いただけたらというふうに思います。

今の話であったところでいうと、やはり1人相談支援事業所をどう支えるかという部分と、セルフプランのあり方というところ、この辺りをワーキングのテーマの中心にできたらというふうに思いました。

また、この中でもモニタリングのことにも触れられておりますので、そういったところを具体的に、柔軟なモニタリングというのはどういう利用者像なのかということも出していく必要性、国の方でも事例は出していますので、おそらくチェックシートみたいのがあると、モニタリングの申請もしやすくなるのではないかなというふうにも思いますので、この辺りも進めいきたい内容かと思っています。

このことについては続きがございますので、事務局の方から続きの説明の方をよろしくお願いいたします。

塩谷障がい福祉課長代理：＜資料5－6及び資料5－7について説明＞

潮谷部会長：

事務局より、3点のご説明がありました。

1つは地域体制強化共同支援加算の取扱いについてというものと、初任研の推薦ということと、主任相談支援専門員が指定相談支援事業所でもなれるというような状況を来年度以降に作る上での目安が出されております。

これの3点についてご意見等がありますでしょうか。

古田委員、お願いします。

古田委員：

1つ目の資料5－6の地域体制強化共同支援加算というのは2,000単位、ケース会議で出るというやつで、これは実施から5年も経っていて、5年も遅れていますので、すぐやるべきです。

それで、加算の単位数が高いからか、かなりいろいろ気にして書いているのかなと思います。

要件の最後の地域課題を整理した上でというのは、要綱にも書いてあるのは分かりますけれども、それにくっつけて何かいろいろ制限しないようにしていただきたい。

柔軟に対応、いろいろ幅広に地域課題だと見られますので、幅広に対応するようにしていただきたい。

それから、取扱いの本市の考え方のポツの3つ目ですけれども、新たな地域課題が明らかになった場合を除き、繰り返し行うような取扱いは想定していないと書いていますけど、国の方では別に回数制限はなかったはずです。

1回だけで終わらない事例もありますので、新しい課題が明らかにならない限りはもう2回目はしないみたいなことは言わないでいただきたい。

それから、次のページの、ケース検討はやるので、各区地域自立支援協議会のケース検討会にはもちろん出てきてもらいますけれども、それからまた事務局会議とかにも出席して報告を求めなければならないのですか。

5年間も遅れておいて、やるとなったら、なんでこんなにガチガチに言われなければならないのかと思います。

できれば出席ぐらいにしていいただきたい。

それから、資料5－7について、1人事業所が多いので、それを何とか2人事業所になるように支えていこうというのであれば、この第2順位、もちろん欠員ができて大変なところは見ていかないといけないというのは分かりますけど、この1人事業所、第3順位ももう同列ぐらいにして第2、第3順位には、1つにしてもいいのではないかなと思っていますので、ぜひよろしくお願いします。

第1順位は、あくまでも配置基準を満たすためにですよね、基幹センターは。

それ以上ということではないかと思います。

それから、3つ目ですけども、主任相談支援専門員の研修は、先ほども言いましたように、毎年50人募集で40人しか受講していないので、10人分が空いています。

それで、大阪市は頑張って8件やっているようになるけども、もっと空きのある分も受けさせてほしいというふうに強く言ってください。

基幹センターこれ24か所が配置できているように見えますけども、2人配置している基幹センターもあると聞いていますので、まだ配置できない基幹センターもあるはずですよ。

それから、地域活動支援センターは9か所中、5か所しか配置できてない。

ということですので、もっと、8か所と言わず、大きく要求していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

潮谷部会長：

岡委員、お願いします。

岡委員：

岡です。

共同支援加算のところの、先ほど古田委員も言われた「地域課題」というところが、何を基準に、どういったレベルの話をしているのかなというのがあって、その考え次第では、逆にこうやって書いてもらった方が、地域の方々、事業者はありがたいかなと思います。

というのは、1つは地域課題を明らかにするということがあるということは、大阪市や各区の行政がその地域課題をはっきりと理解しているというのが前提なのかなというふうには思っていて、報告上がってきて、それが地域課題だというのは誰が判断するのかということのように思っていて、もしそれを把握しているということであれば、要綱にこういうふうに地域課題とはっきり書いていただいている方が、僕の解釈の問題ではありますが、あり

がたいなというふうな感じはしてしまっていて、どういうふうな取り扱いで、どういうつもりで書いてあるのかなっていうのを詳しく教えていただけたらと思います。

潮谷部会長：

まずこの共同支援加算の取扱いについて、いくつかご質問ありましたので、その辺りについてご回答をお願いいたします。

八木障がい福祉課長：

障がい福祉課八木でございます。

ご意見、ありがとうございます。

まず初めに、地域課題を幅広く捉えて欲しいといったことだったと思います。

地域課題とは、地域それぞれで独自の課題もあると思うので、幅広いものであるというふうに理解はしています。

国の目的で言いますと、「サービス提供体制の確保」や「地域の社会資源」ということで、主には、この地域にはこういった特別な支援をする機関が少ないということや足りないということなどが想定されるのかなと思っていますところ。

で、それに対してどうやっていこうかというのは、各区地域自立支援協議会の方でもご議論いただきつつ、これまでと同様、全市的な取り組みの必要があれば市にまで上がってくるということもあるでしょうし、区の中でご議論いただいて、隣の区と連携しないといけないとか、これは市の方で仕切ってもらわないといけないとか、いろんなパターンがあるかと思いますがけれども、いずれにせよ、地域課題について幅広く考えていますし、この仕組みを機能させるためには、そこは書かないで置くということはできないと思っています。

地域課題ということを記載しているのが、良いということでしたっけ。

岡委員：

言いたかったのは、基本的には、地域課題をいろんなところで集約していますが、結局、地域課題を集めたところで、その先がないのでね。

八木障がい福祉課長：

もう既によく分かっているし、こんなことが出てくるだろうなと想像しているがどうすれば良いのかということでしょうか。

岡委員：

そうですね。

どんどん出すのは出すけれども、これを受け止める側がどこまでどういうふうな受け止めてしっかり取り組んでいかなければ、地域課題が集まってくるだけで、要するに、大阪市

地域自立支援協議会で取り組む課題とかがどんどん膨れ上がっていただけなので、それをしっかりと地域課題も、市レベルなのか、区レベルなのか、それとも小地域単位の話なのかということを検証していくためには、しっかりと、おのずと、市も、区も、地域もその課題について共通理解を深めていくというのが必要なのかなというがあるので、そういうのを地域課題と書く中で、分かりやすく書いていただきたいなと思います。

八木障がい福祉課長：

おっしゃっていただいていることについて、私も少し分かりにくいと思っているところで、他都市で事例はないかを調べてみましたが、なかなかもうスタートもしていないようなところが多くて、始まっているところもあるとは聞きますが、なかなかイメージができるような、どういうところに向かっていくのか、もう少し書きたいと思っています。

これは今後の宿題とさせていただきます。

潮谷部会長：

表現方法についても少しご指摘ありましたし、あと同一対象者に限るっていうのは、なかなか崩せない部分ですかね、新たな地域課題出てきた同一対象者でもオッケーということですけど、書き方幾らでも、地域課題とかそれでいけるかなと思うので。

八木障がい福祉課長：

そうですね。そんな趣旨だと。

古田委員：

1 回限りなのか？

八木障がい福祉課長

いいえ。毎回を前回書いたものと同じものを報告して、同じってということにはならないってことだけ書いてあります。

潮谷部会長：

様式が見えてこないと議論がしづらい部分であるかなというように思います。

その他研修のことについていかがでしょうか。

古田委員：

出席については？できれば出席という認識でよいか？

潮谷部会長：

表現方法ね。その辺り、、

八木障がい福祉課長：

そうですね。三者が全部出席とかいうふうには思っていないけれども、出席については。

古田委員：

出席できればぐらいで？

八木障がい福祉課長：

誰も出席しないということでしょうか？

古田委員

そこまでガチガチにして行かなくてもいいと思います。ここはもう柔軟にやれるようにしといてくださいよ。

八木障がい福祉課長：

なので、その取り組みにきちっと加算が取れるようにということでの制度だと思っていますので。

古田委員：

はい。できる限り柔軟に。

解決していなかったら何回かできるように、検討の場は持てるようにとか、そういうふうにしてもらいたいと思います。

潮谷部会長：

またこれについては、ご検討いただいて出していただけるということですね。

研修等はいかがですか。

主任の方は少し枠を広く言っていただけたらいいと思いますし、基幹の残りのところは、今年度、次年度研修を受けられるということでは聞いております。

ただ、地活の方はまだどういう状況かというのが見えてないですね。

八木障がい福祉課長：

研修につきましても受講側のご都合っていうのもあるので、一斉に多くの枠があるから行けっていうことには中々ならないかなと思っていますが、一つでも多く取れというご指摘でございます、その通り受けとめております。

潮谷部会長：

この三つの資料については,,,

古田委員：

受けたかったけど止めてきたので言っています。

八木障がい福祉課長：

先に基幹っていうのがありましたのでそこは止めているところになります。

今後そういう枠をちゃんととれるようになってきましたので、一定のルールを決めてやっていきたいという今日は提案でございます。

潮谷部会長：

まだご意見もあるかと思います。

この中身についてまたメール等でもご意見出していただけたらなと思っております。

それでは各区の自立支援協議会から報告のあった中での市の取り組むべき課題についてご説明をお願いいたします。

塩谷障がい福祉課長代理：＜資料５－８について説明＞

潮谷部会長：

課題については前回挙げていただいたものとほとんど同じということですね。現状と今後の予定方向性について加筆を行っているということですが、いかがでしょうか

今後自立支援協議会並びにワーキング等で進めないといけないものすべて想定はあると思うのですが、課題はどんどん出てくるという状況でありますけど。いかがでしょうか。

古田委員：

区の協議会が苦しんで出してくている課題なのでもう少しやりとりして柔軟に考えて直していくようにしてもらいたい。

これでは解決になっていない。

この前ワーキングで出した意見も何も反映もされてない。

一方通行である。

ちゃんと議論してこの前出した意見については各局ともう１回調整して出し直していただきたい。

よろしいですか。

ちゃんと議論できるような場を持ってください。

これだと各区協議会が怒りますよ。

潮谷部会長：

もう一度やっぱり各区の方にもう1回返していただいて、それに対してまたご意見もらうっていうやりとりした上で、ちょっとまた自立支援協議会の中で検討するという流れでやっていったほうがいいかなと思います。

なかなか解決っていうところは出すことが難しい部分はあるかなと思いますけど。

この取り組むべき課題についてはそういう中で整理をしていただいて、ワーキングの方でもご報告いただけたらと思っております。

それでは議題4の方の日中サービス支援型グループホームの運営状況についてご説明をお願いしたいと思います。

高田障がい支援課長代理：＜資料6について説明＞

潮谷部会長：

ありがとうございます。ただいま事務局から日中サービス支援型グループホームの運営状況についてのご報告ありました。

これについて委員の皆さんからご意見ご質問等ありますでしょうか。

古田委員：

はいありがとうございます。しっかりやっていると思いますが、相談支援は外部の事業所でしょうか。

あとヘルパー利用はまだしていないと思うが、必要に応じてまた検討いただけたらということと、あと、普通の生活パターンでの職員配置がこれではちょっと見えないのでその辺をまた補足いただけたらと思います。

よろしくお願いします。

潮谷部会長：

今の点について事務局回答できますでしょうか。

高田障がい支援課長代理：

まず職員の体制は、日中は基本、外の生活介護に行かれています、対象によって、その日行けないという方でありますとか、途中で帰ってくる方もいらっしゃいますので、それに対応できるような職員体制をとっております。

こちらの方には表記できてないというところで大変申し訳ないですけども、また次の時にでもお示しできればと思います。

計画相談につきましては、もともと利用者が使っていらっしやった計画相談のところに
なりますので、当然、その今のところで使っていた方は使っていますし、外部のところは外
部で使ったということになります。以上でございます。

潮谷部会長：

現在外部のヘルパー活用はされてないということですね？

高田障がい支援課長代理：

外部のヘルパー費用なのですけども、本人の希望がないということですので、現在は使っ
てないということでございます。以上でございます。

潮谷部会長：

他何かご意見、ご要望等ありますでしょうか。

船戸委員の方から半年開設されてということで何かありますでしょうか。

船戸委員：

このままなのですが、去年の8月に開設したのですけど、コロナでちょっと大変だった時
期を過ぎて、今だいぶ安定して、そしてやっぱり施設だと自分からいろんなことをするって
いうことが非常に少ないのですけれども、やっぱりパッシブな、受動的な形ですけど、やっ
ぱり積極的になったっていうことは聞いています。

以上です。

北野副部会長：

船戸委員、一つだけよろしいですか。

4人の方が利用されていて、普段の体調が良い時は外部の生活介護使ってらっしゃる。

もしこれ、体調悪くてですね、1人だけじゃなくて2人、3人の方がいらっしやるってな
った場合に対応というのはどういう感じなのでしょう。

船戸委員：

大体1人か2人なのですが、大体看護師や介護士で一応対応してくれています。

我々のところに相談来るのは非常に少なく、直接時々見には行っているのですけれど
も、ほとんどよく頑張ってやっていただいています。

高田障がい支援課長代理：

先ほどの分も一応朝確認して行かれます

当然体調が重度の方なのでいけないというときには、まずその方に支援できる体制を整

えています。

当然体調悪くて委員におっしゃった通り帰ってくるのも想定した体制を組んでいるということも確認しておりますので。

潮谷部会長：

ありがとうございますまた、一度見学にもううかがわせてもらえたらと思いますので、見学会をね、企画できたらと思います。

それでは最後にその他事務局の方からありますでしょうか。

伊藤地域福祉課長：

福祉局地域福祉課の伊藤と申します。

皆様お手元の参考資料 4 に、総合的な相談支援体制の充実事業の資料をつけさせていただいています。

この間よく「繋がる場」というフレーズも委員の皆様から出てくることが多いということもございましたので、資料の方で少しだけ時間を回っていますけれども説明させていただければと思います。

最初に参考資料の 4 の裏面の方をご覧くださいませでしょうか。

総合的な相談支援体制の充実事業について全体を示したものになります。

皆様よくお話の中では繋がる場がよくお話にはなるのですけれどもこの事業はですね、繋がる場だけの事業ではございません。

もともと事業実施状況のところに書いてあるのですけれども、近年複合的な課題を抱えた要援護者の方が増えてきているということで、そういった方を適切に支援していくための仕組みを構築しようということで始まった事業でして、下の図の方にあるのですけれども、左側ですね、様々な課題を抱えた要援護者の方が、いろいろな相談支援機関、真ん中にありますけれども、障がいと言えば基幹相談支援センターですとか、もちろん基幹だけじゃなくって、個別の事業者さんが掴んでおられる場合もあるかと思っておりますけれども、そういった方、掴んでおられて、なかなか支援が困難であったり、対応が困難であったりという時に、区保健福祉センターと、右側がこの事業の示したものなのですが、区保健福祉センターと、それからその方に関わる様々な事業所ですとか、相談支援機関、地域の方とか、そういった方々が連携していこうという仕組みになっています。

その右側の円の中に、その取り組み二つ書いているのですけれども、一つは複合的な課題を抱えた人や世帯を支援する取り組みとして、庁内連携体制を区保健福祉センターでもしっかりやっていく。

そして、総合的な支援調整の場、こちらがよく皆様つながる場ということでは言っているのですけれども、区保健福祉センターが調整役となって、様々な相談支援機関の方ですとか、関係者に来ていただいて支援にあたっての役割分担ですとか支援方針を共有す

る場。

それからもう一つですね、相談支援機関や地域や行政がしっかり連携できてないといけないというところで、連携を促進するためのツールの開発ですとか、連携を促進するための研修会、連携というものに着目してしっかりやっという取り組みをしています。

表面に戻っていただきまして、この事業、令和元年度から24区で展開しているのですが、3年を経てですね、やはりいろいろ課題が見えてきたということで、令和4年度、ちょうど今年度から、各区の保健福祉センターに、体制強化ということで、福祉専門職の繋がる体制推進員を全区に配置するということを行っております。

繋がる体制推進員さんが、本務職員と一緒に、この事業を牽引していくことになるのですが、福祉局としましては後方支援ということで、繋がる体制推進員さんも各区に配置されたわけですが、やっぱり各区の状況とかわからないとかですね、実際いろいろ活動してみないと、この仕事をやっていくのはすごく難しいというところもあるので、今年度については、月1回ほどですね、研修会を実施しまして、分野を超えたいろいろな業務を知っていただく、もちろん障がいだけではなくて高齢とか児童とか、様々な分野の業務理解の促進ですとか、各区がすでにそれぞれ様々な取り組みをしてくれていますので、各区の事例の共有を図ってきたところでございます。

その下ですね、各区の取り組みとして、四つ書かせていただいています。

一つは繋がる活動と書いていますけれども、町内外の連携体制の構築ということで、積極的に、まず顔の見える関係を作っていく必要があるということで、各相談支援機関等に出向いて、事業周知をしたりですとか、それから連絡会等に繋がる体制推進委員が参加させていただいて、この取り組みを知っていただくことと、個別事例の検討会議にも参加させていただいたりということをしています。

それから二つ目。

右横ですけれども、連携促進のためのツールづくりと書いていますけれども、これも各区様々な取り組みをしまして、幾つか例を挙げさせていただいています。

住之江区の事例確認シートだったりとか、旭区でもコアメンバー会議ということでツール検討していただいたり、淀川区の夢ちゃんワンチームという取り組みとか、中央区の相談先早わかりシートっていうのを作ったりとか、これまでも相談支援機関のガイドブックみたいなのを作られたりとか、いろいろな取り組みをしていただいているところです。

左下ですけれども、連携促進のための研修実施ということで、それぞれ区の方で、これはぜひテーマとして取り上げたいという区の実情に応じた研修テーマを設定していただいて、例えば繋がる場におけるヤングケアラー支援ですとか、障がい福祉と介護保険で繋がる学習会をしようということで、みんなで集まって学習会をする等、取り組みをしています。

右下ですね、最後が相談対応繋がる場の開催ということで、一応相談件数の比較と繋がる場の開催数ということで、ちょっと比較のために、令和3年度、令和4年度ということで4月から1月ということで区切らせていただいて比較をしているのですが、相談件数

の方が、令和3年度は191だったところが、今年度も307ということで伸びてきている。

繋がる場開催数については112だったところが120ということで、この事業についても、相談が増えるということはこの事業がもう少しずつ認知されて様々な相談が来ているのかなというところなので、今年度ですね、体制を強化して、しっかり24区の体制、同じ体制で進めてきたところですけども、次年度につきましても引き続きしっかり研修等を実施していきたいというふうに思っております。説明については以上でございます。

潮谷部会長：

事務局より繋がる場の説明をしていただきました。このことについて、ご意見ご要望等ありますでしょうか。古田委員、お願いします。

古田委員：

繋がる場が地域では繋がらん場になっているので困っています。

虐待防止もそうですけどね、前から言っているんですけど、なぜどんなケースがあつてどう対応しているのか出そうとしないのですか。

公的な事業でしょう。

なんかそういう事業の内容とか課題を隠そうとしているのかなと思えて仕方がないです。そんなことはもうやめていただきたい。

今現在データでも示されていますけど、2、300件相談件数ありますよね。

そのうち繋がる場開催数は100件ぐらいですよ。

あとのケースはどうなっているのですかこれ。

放置されているのですか。

基幹センターに押し付けているのですか？

これ繋がる場開催っていう数には、繋がる場単独開催は10件から20件ぐらいと聞いています。

あとは要保護児童対策地域協議会、地域ケア会議、生活困窮の支援会議なんかを含めてこの数ですよ。

だからこれ相談件数できてもう、あと放置して押し付けているっていうのがどれだけあるのか、どんな場合がどういうふうに押し付けられているか明らかにしていただきたいと思っています。

なぜこれぐらいのデータしか出そうとしないのか不信感を持っています。

地域でも障がい者の夫婦とか障がい者の兄弟の場合、高齢世帯ではないということで地域ケア介護は駄目だとか、児童ではないって言って、要保護児童対策地域協議会が駄目だとか、生活保護ということで生活困窮の支援会議は駄目だとか言って、嫌がられます。

だから個人情報の同意が取れてない場合は、繋がる場も開催してくれなくて、そういう三つの法定会議を使えないということであつたら宙に浮いています。

この間も、障がい者の夫婦とか兄弟は駄目っていうふうに言われたり、区の担当が繋がる場開催を嫌がったり、区の担当者の認識間違いによって拒否されるっていう事例が相次いでいます。

法令からいろいろ調べましたけども、繋がる場重層的支援体制の事業ではですね、基幹センターは少なくとももう委託事業やから、区と基幹センターはすぐにでも連携可能なはずですから、基幹センターとはすぐに繋がる場として対応していただきたい。

それからあと区とね、あと各事業所集めてやったケース会議でもできるようにしていただきたい。

少なくとも基幹や委託の地活センターはすぐに連携できるように改めるべきだと思っています。

ほんで来年の4月からですね、ようやく障がいのケース会議も法定化されますけどそれまで待っているわけにいきませんので、区と基幹と精神の地活センターがすぐに認識を一致して連携できるように市から直ちに通知を発出していただきたいと思っています。

それもやろうとしないってこれほんまに公的事業ですか。

なんで明らかにどこにもしないのですか。

なんかね、区との関係もあって隠しているのかなとしか見えませんよこれ。

直ちに対応を改めて市からちゃんと通知を出すなり、これもワーキングで、さっきの虐待防止も全然改善していませんから、合わせて議論する場を設けていただきたいというふうに思っています

潮谷部会長：

はい。まず一つは、相談の内容もそうですし、実態ですね開催されている実態についてですね、そういう検証の場ということを今後、行う予定あるのかということですよ。

あと先程出てきた相談件数と繋がる場の開催数の状況というところについて、もし言えるのであれば言っていただけたらというふうに思います。

いかがでしょうか。

伊藤地域福祉課長：

まず相談件数と繋がる場の開催件数の差なのですが、この事業はですね、繋がる場の開催を目的とした事業ではございません。

相談支援機関等が困ったときに、まずどうしようもない時に区に相談できるっていうそういうことを姿勢としてしっかり明らかにするという意味合いで、この事業をやり始めているというところがあります。

なので、我々といましては、むしろ相談件数が増えているというのは、それだけ区にまずは言ってみようということで相談が来ているものというふうに理解しておりまして、実際は、区の方で相談が来れば、もちろん関係機関さんとの関係があるわけですので、当然

そのままにするわけではなくて、区の中で庁内体制、連携体制も整えていっているところですので、しかるべき担当に繋ぎ、また既存の様々な、高齢であれば地域ケア会議ですとか生活困窮の支援会議ですとか、要保護児童対策地域協議会といったような、もともと様々な仕組みがございます。

そういったところに相談をしながら、そういったところで扱っていただくとか、そういった調整をさせていただいているところでございます。

古田委員：

これ繋がる場の単独でないのですよね。

要対協もいるのですよね。

要対協とか、地域ケア会議とかも活用した数がこの数 120 でしょう。

あと 180 件どこ行っているのですか。

もう基幹センターとかどっか押し付けているのですか。

区に押し付けているのですか。

だからそういうのをちゃんと、どういうケースでどう繋がってないのか示していただきたい。

何が原因かどう解決しようとしているのかっていうのをちゃんと示していただきたいと言っているのですよ。

繋がる場単独が 10 件から 20 件ぐらいしかやってませんよね今まで。

正確なデータを出してちゃんと議論できるようにしてくださいって。

繋がれるようにしてくださいって。

潮谷部会長：

そうですね、これ出し方のところで、もう少し要対協の部分でやっているのだったらそこは分けて出していただいて問題解決型で、いろんな事業所集まって繋がる場として会議されたっていうのは、そのデータっていうのはちょっと分けて出された方が、やはりわかりやすくなるかなと思いますし、各区の実態っていうところも、知りたいところであります。

障がい分野としてはやはり再来年度からですね、会議体の位置付け始まっていきますけど、問題点がたくさん地域の中にありますので、もう早い段階で障がい分野から単独で開催できるような、そういう体制というのを検討いただきたいなというふうに思っておりますので。

また、ぜひご報告をしていただけたと思います。

ワーキングの開催もお声としてはありますけど、ぜひ、そういったあり方検討みたいなのところでもですね開催していただいて、やっぱり検証というところが、あるといいのかなと思います。

各区から聞こえる声というのはかなりばらつきがある状況ですので。

はい、それではですね、お時間の方も過ぎております、議事の方もすべて終わりました。

最後に、与那嶺委員と藤井委員も参加いただいておりますので、今回の議論を踏まえて何かありましたら言っていただけたらと思います。

藤井委員：

藤井でございます。

虐待の話が初めにありまして、そのあとに今度相談支援体制の話があったわけなのですが、直近ってわけではないのですが、虐待の対応する相談員さんが、女性っていうところに対して少しく勘案するってことを少し論点として考えておきたいです。

要するになんか虐待のところで女性の方が大分増えているという話が今日報告あったと思うのですが、そのところで例えば、女性の方に対してちゃんと女性が対応しているかどうかというところを確認していくっていうことであるとか、女性の方を必ず同行していくとか。

そういったところの配慮についてどうなのかということについて、少し確認をしていくようなことも必要なのかなあということでございます。

以上です。

与那嶺委員：

はいすいません神戸女学院大学与那嶺です。

今日お話を聞かせていただいて少し私もちょっと虐待の対応状況の報告について、質問できなかったのですが、何点かやはり、いろいろ状況ですね、養護者による障がいの虐待の通報件数が増えているけどもちろん虐待と判断した件数が、横ばいなのかそういう解釈でいいのかどうかというところとかですね。

また被虐待者の性別のところで、女性がついていうことがあるけれど、男性が何年度から比べたら結構減っていて、それはなぜなのかとかですね、従事者等の障がい者虐待のところでも、少し事実確認調査を行っていない事例のところでの数の増え方とかですね、ちょっと私が知識不足なのでわかってない点もあるのですが、そういった点を数字だけでなくて内容分析するということはおそらく大切だと思います。

他のところでされているのかもしれませんが、そういった点少し気になったので、またワーキングなり他のところでですね、数字わかっただけで終わりっていうので何も今後の振り返りにならないので、そんな点の分析も必要なのかなというふうに思いました。

以上です。

潮谷部会長：

はい、ありがとうございます。

虐待についてのご意見だったということですが、やはり虐待防止法上の課題というの

も大きくありますし、そういった中で地域実態しっかり取り組めてないこともありますので、先日住吉区でも検討会ありましたけど、ああいったような会っていうのもちょっと継続的にやりたいとは思いますが、また、今ご提言がありましたように、ぜひ自立支援協議会の中でというわけにはいかないかもしれませんが、虐待について検証していく、そのような部会というのを作っていただきたいなと思います。

やはり児童虐待についてもすべての検証はしていませんけど、特徴的な事例については大阪市でも検証やっていますから、障がい者虐待についてもそういったような場をやっていただけたらというふうに思っています。

はい、最後に副会長の方からまとめをしていただいて、終わらせてもらうかなと思っています。

北野副会長：

はい。

皆さんお時間も厳しい中でいろんな議論があつて、私ももう自分の頭を整理するので精一杯の状態なのですが。

一番気になるのはやっぱり、例えば各区の相談支援の体制の整備の問題とかですね、或いは拠点整備の実態の中身違いであるとかですね、或いは各区で繋がる場がどう展開しているのかとかね、虐待の事例も含めてですね。

その場合、各区の細かい政策の問題を大阪市はどこまでやれるかということはあるんですけど、むしろ今日出てきたのは、各区が課題を抱えていることについて、私たちが知る必要のある最低限の各区の実態のデータをきっちり、区から集めていただいて、それぞれの区がこんなことまでやっている。

こんな課題抱えてここはこんな形だ、という形で各区から出されるデータを、もう少し明確に私たちに示していただいて、私たちとしても、大阪市さんと知恵を絞りながら、各区に対して、こんなことやっている区もありますよ、こんなことを展開している区もありますよ、困っている区ありますよというふうに。

そして、こういう場合こういうふうにしたらどうですか、という何かアイデア提案を出せる部会にできたらなと思いますので、その辺のデータを、何かできる限り示していただけたらと思いました。

よろしくお願いします。

潮谷部会長：

はい。

ありがとうございました。

長時間にわたりですねご議論いただきありがとうございました。

発言いただいてない委員もいらっしゃるかと思いますけど、私の進行がまずくてですね、

なかなかできなかったなと思っております。

はい。

それでは事務局の方にお返しいたしたいと思います。

ありがとうございました。

八木障がい福祉課長：＜閉会の挨拶＞